

# 鳥取縣公報

昭和十六年九月十二日

金曜日

第千二百六十七號

縣令

## ◆鳥取縣令第四十五號

昭和十六年四月農林省令第十四號鮮魚介配給統制規則ニ基キ鳥取縣鮮魚介配給統制規則左ノ通定ム

昭和十六年九月十二日

鳥取縣知事 八田三郎

## 鳥取縣鮮魚介配給統制規則

第一條 販賣ノ目的ヲ以テ知事ノ指定シタル地（以下縣指定陸揚地ト稱ス）ニ鮮魚介ヲ搬入スル者ハ其ノ搬入シタル鮮魚介ヲ當該縣指定陸揚地ニ付知事ノ指定シタル集荷場（以下縣指定集荷場ト稱ス）ニ搬入スベシ但シ左ニ掲タル場合ハ此ノ限り在ラズ

一 知事ノ許可ヲ受ケタル者ガ知事ノ指定シタル範圍内ニ於

テ鮮魚介ヲ搬入シタル場合

二 正味五貫ヲ超エザル數量ノ鮮魚介ヲ搬入シタル場合

鳥取縣公報 每週一回發行

昭和十六年九月十二日

第千二百六十七號

昭和四年四月十五日

（第三種郵便物認可）

一 縣指定集荷場ノ開設者

二 鮮魚介ヲ漁獲シ之ヲ縣指定陸揚地ニ搬入スル者又ハ其ノ

ル計畫ヲ定ムヘキコトヲ命ズルコトアルベシ

三 特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタル場合

第二條 知事本縣内ニ於ケル鮮魚介ノ需給調整上必要アリト認ム  
ルトキハ縣指定陸揚地毎ニ左ニ掲タル者又ハ團體ニ對シ當該

縣指定陸揚地ノ縣指定集荷場ニ搬入セラル、鮮魚介ノ出荷先、出荷ノ割合又ハ數量、出荷時期其ノ他出荷ニ關シ必要ナ

ル計畫ヲ定ムヘキコトヲ命ズルコトアルベシ

組織スル團體

00110

三 鮮魚介ヲ買受ケ若ハ販賣ノ委託ヲ受ケ之ヲ縣指定陸揚地

ニ搬入スル者又ハ其ノ組織スル團體

四 縣指定集荷場ニ於テ賣買取引ヲ爲ス者又ハ其ノ組織スル

團體

五 前各號ニ掲グルモノ、組織スル團體

第三條 前條ノ規定ニ依リ命令ヲ受ケタル者又ハ團體ハ同條ノ計

畫ニ付知事ノ承認ヲ受クベシ

知事前項ノ承認ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ告示ス

第四條 第二條ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者又ハ團體前條第一

項ノ承認ヲ受ケタルトキハ當該計畫ニ基キ鮮魚介ノ出荷者又

ハ其ノ組織スル團體ニ對シ鮮魚介ノ出荷ニ關シ必要ナル指圖

ヲ爲スペシ

第五條 鮮魚介ノ出荷者又ハ其ノ組織スル團體前條ノ指圖ヲ受ケ

タルトキハ之ヲ遵守スルコトヲ旨トスベシ

知事第二條ノ計畫ノ實施上特に必要アリト認ムルトキハ鮮魚

介ノ出荷者又ハ其ノ組織スル團體ニ對シ鮮魚介ノ出荷先、出

荷ノ割合又ハ數量、出荷時期其ノ他出荷ニ關シ一般的ニ必要

ナル事項ヲ命ズルコトアルベシ

第六條 知事ノ指定シタル地區(以下縣指定消費地域ト稱ス)内

、當該地域外ヨリ鮮魚介ヲ搬入スル者ハ、該縣指定消費地域

ニ付知事ノ指定シタル市場(以下縣指定消費市場ト稱ス)ノ  
賣買取引ニ依ルニ非ザレバ其ノ搬入シタル鮮魚介ヲ販賣シ又  
ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ但シ左ニ掲グルモノハ之ノ限  
ニ在ラズ

一 知事ノ許可ヲ受ケタルモノガ知事ノ指定シタル數量ノ範  
圍内ニ於テ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲ス場合

二 一日正味五貫ヲ超エザル數量ノ鮮魚介ヲ販賣スル場合

三 特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタル場合

第七條 鮮魚介ノ小賣ヲ爲ス者又ハ業務上鮮魚介ノ消費ヲ爲ス者

ニシテ縣指定消費地域内ニ住所、居所、營業所、事業場又ハ

事務所ヲ有スルモノハ當該縣指定消費地域内ニ所在スル縣指

定消費市場其ノ他鮮魚介ノ販賣ヲ爲ス者ノ販賣場以外ヨリ鮮

魚介ヲ買受ケ(買入ノ委託ヲ爲ス場合ヲ含ム以下同ジ)又ハ

販賣ノ委託ヲ受クルコトヲ得ズ

但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 一日正味三貫ヲ超エザル數量ノ鮮魚介ヲ買受クル場合

二 特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタル場合

第八條 知事本縣内ニ於ケル鮮魚介ノ需給調整上必要アリト認ム

ルトキハ縣指定消費市場ニ於テ賣買取引ヲ爲ス者又ハ其ノ組

スル團體ニ對シ當該指定消費市場ニ於テ賣買取引セラル、

00111

鮮魚介ノ出荷先、出荷ノ割合又ハ數量、出荷時期其ノ他出荷

ニ關シ必要ナル計畫ヲ定ムベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第三條乃至第五條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル命令アリタル場

合ニ之ヲ準用ス

第九條 鮮魚介ノ小賣ヲ爲ス者ノ組織スル團體、其ノ業務又ハ其

ノ構成員ノ業務ニ關シ鮮魚介ノ買受市場、配給區域又ハ配給

ノ割合若ハ數量ヲ定メ其ノ他鮮魚介ノ配給ニ關シ必要ナル統

制ヲ爲サンストルトキハ知事ノ承認ヲ受クベシ

知事本縣内ニ於ケル鮮魚介ノ小賣ヲ爲ス者ノ組織スル團體ニ對シ鮮魚介

ノ買受市場、配給區域又ハ配給ノ割合若ハ數量ニ關シ必要ナ

ル事項ヲ命ズルコトアルベシ

第十條 鮮魚介配給統制規則第十三條第一項ノ規定ニ依ル届出ハ

其ノ實施一週間前迄ニ之ヲ爲スペシ

第十一條 鮮魚介配給統制規則第十三條第一項ノ規定ニ依ル届出ハ

書ニハ左ノ事項ヲ記載スペシ

一 船名及所有者名

二 船籍港及船舶國籍證書又ハ船鑑札ノ番號

三 總噸數

四 機船ニ在リテハ機關ノ馬力

第十三條 知事鮮魚介ノ配給統制上特に必要アリト認ムル時ハ左  
ニ掲グル者又ハ團體ニ對シ鮮魚介ノ讓渡、讓受又ハ移動ニ關  
シ一般的ニ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

別豫想陸揚高

六 陸揚地(本縣以外ノ縣ニ於ケル陸揚地ヲ附記スルコト)

第十二條 總噸數五噸未滿ノ船舶ヲ以テ本縣内ニ鮮魚介ノ陸揚  
爲ス者ハ知事ノ指定シタル場合ヲ除クノ外當該船舶ニ付其ノ  
陸揚地ニ定メ實施一週間前迄ニ知事ニ届出ヅベシ之ヲ變更セ  
ントストルトキ亦同ジ

第一項ノ規定ニ依ル届出書ニハ左ノ事項ヲ記載スペシ

一 船名及所有者名

二 定繫場

三 船ノ肩巾

四 機船ニ在リテハ機關ノ馬力

五 月別豫想陸揚高

六 陸揚地

四 業務上鮮魚介ノ消費ヲ爲ス者又ハ其ノ組織スル團體

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

團體

◆鳥取縣令第四十六號  
明治三十三年鳥取縣令第十號汚物掃除法施行細則中左ノ通改ム

昭和十六年九月十二日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

第三條ノ四 汚物掃除法施行規則第三條第一項ノ規定ニ依ル容器ハ之ヲ厨芥用、雜芥用ニ區別スベシ  
但シ市長必要アリト認ムルトキハ雜芥用ノ容器ヲ可燃用及不燃用ニ區別セシムルコトヲ得

附 則

本令ハ鳥取市及米子市ニ於テ昭和十七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

告 示

◆鳥取縣告示第七百三十七號  
賃金統制令第二十一條ノ規定ニ依リ左ノ組合ヲ指定ス

昭和十五年七月二日鳥取縣告示第四百八十八號ハ之ヲ廢止ス

昭和十六年九月十二日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

鳥取縣免許小運送業者組合聯合會

◆鳥取縣告示第七百三十八號  
賃金統制令第二十四條ノ規定ニ依リ協定賃金變更ノ件昭和十六年九月十二日左ノ通認可ス

昭和十六年九月十二日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

00113

一 申 請 者 烏取縣免許小運送業者組合聯合會  
二 事 業 ノ 種 類 免許小運送業  
三 協定賃金適用地域

鳥取縣一圓トシ之ヲ左ノ三地區ニ區分ス

一號地 鳥取 米子 後藤 境港 各驛地

二號地 壱見 上井 國英 智頭 隼 安部 餘子 上灘 倉吉 各驛地

三號地 一號地二號地ニ屬セザル各驛地

(一) 定額賃金制

(1) 一日ノ所定就業時間拾時間(休憩時間ヲ含ム)ニ對スル雇入ノ際ニ於ケル日給額左ノ如シ

勞 務 員	職 種 別	男女別並賃金別	男 女 別	最 高 初 紹 額	最 低 額	摘 要
女	男	女	男	二、二〇	一、〇〇	
タ イ ピ ス ト	交 換 手	小 使 給 仕	勞 務 員	一、〇〇	一、〇〇	

鳥 取 �纵观 公 報	第 千 二 百 六 十 七 號	昭 和 十 六 年 九 月 十 二 日	(第 三 種 郵 便 物 認 可)	五
鳥 取 �纵观 公 報	第 千 二 百 六 十 七 號	昭 和 十 六 年 九 月 十 二 日	(第 三 種 郵 便 物 認 可)	五

00114

(イ) 一號地ニ於テハ右額ノ一割以内ノ範圍内ニ於テ増給スルコトヲ得  
 (ロ) 人夫附荷馬車ヲ雇傭スル場合ハ日給額ニ其ノ二十割以内ノ範圍内ニ於テ増給スルコトヲ得  
 (2) 月給ニテ雇入ル、場合ノ初給額ハ(1)ノ各職別該當日額ニ三十ヲ乗ジテ得タル額ノ範圍内トス

## (二) 請負給制

請負給制ニ於ケル最高賃金算定ニ當リテハ賃金締切期間ニ於ケル實收額ノ八割迄ノ範圍内ニ於テ各單價ヲ定ムルモノトス但シ特殊ノ場合ニ限リ所轄警察署長ノ承認ヲ受ケタル場合ハ左記鐵道省認可料金ノ範圍内ニ於ケル實收額ノ半割迄ノ範圍内ニ於テ各單價ヲ定ムルコトヲ得

## 又集料貨

## 一) 扱口小

内以秆六	内以秆三	一號地	二號地	三號地
三〇班以内	三〇班以内	、一八〇	、一七〇	、一六〇
六〇班以内	六〇班以内	、一一〇	、一一〇	、一八〇
三〇班以内	三〇班以内	、二四〇	、二四〇	、二〇〇
六〇班以内	六〇班以内	、三〇〇	、二七〇	、二五〇
六〇班ヲ超ユルモノハ一〇班迄ヲ増ス每ニ	六〇班ヲ超ユルモノハ一〇班迄ヲ増ス每ニ	、〇三〇	、〇三〇	、〇三〇

00115

## ハ配達料

## 扱車(付ニ口)

料二ハノモルユ超ヲ秆六  
付ニ班一ニ毎ス増ヲ迄

三〇班以内	、〇八〇	、〇七〇	、〇六〇
六〇班以内	、一〇〇	、〇九〇	、〇八〇
六〇班ヲ超ユルモノハ一〇班迄ヲ増ス每ニ	、〇一五	、〇一五	、〇一〇
三秆以内	、一、五〇〇	、一、四〇〇	、一、二五〇
六秆以内	、一、一〇〇	、一、九〇〇	、一、七〇〇
六秆ヲ超ユルモノハ二秆ヲ増ス每ニ	、五五〇	、五〇〇	、五〇〇
積込(一廻ニ付)	、四五〇	、四五〇	、四〇〇
取卸(一廻ニ付)	、四〇〇	、四〇〇	、三五〇
一〇〇班ニ付	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇
小口扱(一廻ニ付)	、〇七〇	、〇七〇	、〇七〇
車扱(一廻ニ付)	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇
又ハ出庫料	又ハ出庫料	又ハ出庫料	又ハ出庫料
入庫料	入庫料	入庫料	入庫料

(イ) 鐵道省認可料金ノ改正アリタル場合ハ本協定モ改正表ニ依ルモノトス

(口) 特殊貨物或ハ作業場所天候等ニ依リ鐵道省ノ認メタル場合ニ於テ其ノ荷役ニ對シ本業者ガ依託者ヨリ単增金ヲ受ケタル場合ニ限リ其ノ範圍内ニ於テ加給スルコトヲ得

(ハ) 請負給制ノ場合ニ於ケル保證給ノ最低額ハ(一)ノ(1)ノ最低額トス

(三) 手當

(1) 務務者ニ對シ左ノ手當ヲ支給ス但シ家族手當ノ支給ハ各事業主ノ任意トス

種別	額又ハ率	給與條件
早出殘業手當	一時間ニ付其ノ者ノ日給額ノ二割以内	定額給制ノ勤務者ニシテ所定就業時間外午前五時ヨリ午後十時迄ノ間に於ケル早出殘業シタル者ニ對シ
同上	一時間ニ付其ノ者ノ日給額ノ二割二分以内	定額給制ノ勤務者ニシテ所定就業時間外午後十時ヨリ翌午前五時迄ノ間に於ケル早出殘業ニ對シ
役付手當	一日ニ付其ノ者ノ日給額ノ二割以内	組頭小頭及之ニ準スベキ役付者ニ對シ
家族手當	月十圓以内	實收月額百五十圓以内ノ勞務者ニシテ扶養家族タル妻(因縁ヲ含ム)及本人ト同一戸籍内ニアル六十歳以上ノ父母及十八歳未滿ノ子並不具廢疾者一人ニ付二圓以内
(イ) 早出殘業手當ニシテ一時間ニ満タザル早出殘業ニ對シテハ其ノ一時間ニ對スル割合ヲ其ノ者ノ日給額ノ十分ノ一ニ乘ジテ得タル額トス		

(四) 升給

(1) 升給期 三月 五月

種別	昇給額	昇給ニ必要ナル條件
甲	圓二五	期間中皆勤シタル者ニシテ作業ニ勤勵シ他ノ模範ト認ムルモノ
乙	圓一〇	期間中平均一ヶ月ノ内二十五日以上勤務シタル者ニシテ作業ニ勤勵シ他ノ模範ト認ムルモノ
丙	〇八	作業ニ勤勵セリト認ムルモノ

(イ) 疾病冠婚葬祭其ノ他家族ノ看護ノ爲メ缺勤三日以内又ハ公務ノ爲メ缺勤シタル場合ト雖モ勤務シタル者ト看做ス  
 (ロ) 月給者ニ對スル月給一回ノ昇給額ハ右額ノ三十倍以内トス

(五) 本協定ニ定メタル賃金ヲ超ヘテ賃金ヲ支給セントスル場合ハ各事業主ニ於テ豫メ所要事項ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クルモノトス

附則

(六) 昭和十五年七月二日鳥取縣告示第四百九十一號ハ認可ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

◆鳥取縣告示第七百三十九號

鳥取縣鮮魚介配給統制規則第一條ノ規定ニ依リ陸揚地及當該陸揚地ニ付テノ集荷場左ノ通指定シ昭和十六年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

郡市別	縣指定陸揚地	縣指定集荷場
鳥取市	賀露町	賀露漁業協同組合共同販賣所
岩美郡	東村	保證責任 東村 同

昭和十六年九月十二日

鳥取縣知事 八田 三郎

縣指定期	縣指定期
賀露町	賀露漁業協同組合共同販賣所
保證責任 東村 同	同

00118

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

高 郡

浦富町 田後村 網代村 大岩村 福部村 泊村 赤崎町 逢坂村 青谷町

酒ノ津村 谷町

保證責任 浦富町同 保證責任 網代村同 保證責任 大岩村同 保證責任 青谷同 保證責任 福部同 保證責任 泊村同 保證責任 汗東同 保證責任 赤崎町同 保證責任 汗西同

伯郡 東同 西同 伯郡 高津村 酒ノ津村 泊村 赤崎町 逢坂村 光德村 御來屋町 庄内村 所子村 高麗村 淀江町

## ◆鳥取縣告示第七百四十號

鳥取縣鮮魚介配給統制規則第六條ノ規程ニ依リ縣指定消費地域及當該消費地域ニ付テノ縣指定消費市場左ノ通指定シ昭和十六年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年九月十二日

鳥取縣知事 八田三郎

縣指定消費地域	鳥取市(賀露町ヲ除ク)
縣指定消費市場	鳥取魚卸賣市場
倉吉町	倉吉魚卸賣市場
米子市	米子魚市場

鳥取縣知事

八

田

三

郎

## ◆鳥取縣告示第七百四十一號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ノ規定ニ依リ指定地圖内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年九月十二日

鳥取縣知事 八田三郎

## 一組合ノ名稱及地區

(イ)名稱

鳥取縣篩材料商組合

## 二構成員タル資格

地區内ニ於テ篩材料ノ販賣ヲ業ト爲ス者

## 三價格等統制令第三條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及實施ノ日

(イ)類曲輪販賣價格 (一玉ニ付)

銘柄

寸

法

一玉枚數

最高販賣價格

深七尺五寸七尺一寸一尺五寸一尺七寸

直徑 三寸二分 三寸二分 二寸四分 三寸四分

高サ 添桂附 八枚 八枚 八枚

二、九三 四、三九 六、二三 八、一八

(ロ)本表價格ハ賣主店先渡ニシテ荷造費ヲ含ム  
實施ノ日 昭和十六年九月十二日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

### ◆鳥取縣告示第七百四十二號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル甘諸苗ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十六年九月十二日

生産時期	單位	甘諸苗最高販賣價格	生產者最高販賣價格	備考
自四月二十日	一〇〇本當	圓五〇		
至五月廿一日	同	、四〇		
六月十一日以降	同	、三〇		

一本表價格ハ生產者庭先渡價格ニシテ荷造包裝費ヲ含ムモノトス但シ縣外へ移出スル場合ハ最寄驛プラットホーム渡價格トス  
價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年九月十二日

鳥取縣知事	八	田	三	郎
	八	田	三	郎
	八	田	三	郎

### ◆鳥取縣告示第七百四十三號

一本表價格ハ生產者庭先渡價格ニシテ荷造包裝費ヲ含ムモノトス但シ縣外へ移出スル場合ハ最寄驛プラットホーム渡價格トス  
價格等統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及實施ノ日

昭和十六年九月十二日

品名	型及寸法	重量百枚當	製造業者最高販賣價格
雜魚袋	箱底型巾一尺五分長二尺	六百五十匁以上	六、二〇

一本表價格ハ賣主最寄驛貨車乘渡價格トス  
モノノ價格トス

二 本表價格ハ賣主最寄驛貨車乘渡價格トス  
實施ノ日 昭和十六年九月十二日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ  
(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

### ◆鳥取縣告示第七百四十四號

昭和十六年九月一日左ノ國民健康保險組合ノ設立ヲ認可セリ

鳥取縣公報 第千二百六十七號 昭和十六年九月十二日 (第三種郵便物認可) 一二三

00122

昭和十六年九月十二日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

一 組合ノ名稱 名和村國民健康保險組合  
 二 事務所ノ所在地 西伯郡名和村字加茂四番地  
 三 組合ノ地區 西伯郡名和村

## ◆鳥取縣告示第七百四十五號

東伯郡社村不入岡第三耕地組理整合設立ノ件認可セリ  
 昭和十六年九月十二日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

## ◆鳥取縣告示第七百四十六號

産婆名簿登録者左ノ如シ  
 昭和十六年九月十二日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

本籍	島取縣東伯郡長瀬村大字田後六八一番地	洞	ケ	瀬	豊	野
住所	島取縣東伯郡泊村大字園六七三ノ八番地	昭和十六年九月五日	八	四	四	五
本籍	岡山縣賀庭郡湯原町大字釣貫小川四三〇番地	第	八	四	五	號
住所	島取縣八頭郡佐治村大字加茂一五〇番地ノ一	昭和十六年九月五日	八	四	五	號
本籍	島取縣鳥取市茶町三三番地	昭和十六年九月五日	八	四	六	號
住所	島取縣八頭郡佐治村大字加茂一五〇番地ノ一	第	八	四	六	號
同	同	同	同	同	同	同
縣	縣	市	町	町	町	町
市	市	同	三四番地			

卯 里 久 野 よ し 子 洞 ケ 瀬 豊 野

00123

## 彙報

## 學校林に就て

過伐濫伐と學校造林  
人の心に樹を植ゑよ

(林務課)

最近時局の進展に伴つて林産物の需要は急激に増加し、軍需用

材を初め製紙並に纖維工業用パルプ材、鑛山用坑木及び製炭原料等莫大な資材が必要となり、從つて大面積に亘る林木伐採の跡地が至る所に見られるやうになつた。

然るにこれをその儘に放置しては治山治水上はもとより、資源の保續並に培養の上からいつても最も重大な問題を惹起するに至るべきものである。彼の日清戰役後に起つた水害も、又日露戰役後に起つた大水禍も、その原因の一づは當時行はれた森林濫伐の結果であつた。

今回の事變によつて森林は著しく早伐過伐の傾向が現はれ今後増々顯著になるは想像に難くないが、現在我が國の森林面積は日

清日露戰役當時に比して大差ないに拘らず、人口は既に二倍に増加し、事變の規模もまた前二者の比ではない。從つて木材や木炭等の需要は實に夥しいものがあり、遂にこの森林の早伐過伐を誘致するに至つてゐるものである。

これを思ひ彼を思ふ時、我が國に於てはあらゆる方面を動員して一日も早く大造林を實行し、以て植伐の均衡を圖るといふことは洵に緊急の急務といはねばならぬ。

然るに世人はとかく森林の恩に狃れて、伐採の跡地に對する造林について怠り勝であることは遺憾に堪えない。今直に伐採跡地に對して報恩的造林を行ふは勿論、從來の無立木地に對しても速に造林を行ふと共に、その保護撫育に周到なる注意を拂つて治山の完璧を期し、以て水源の涵養、災害の防止、生産の維持擴充と資源の永續を圖ることは洵に銳後國民の重大なる一大義務である。

この重大任務遂行については林務當局は素より關係各部絶大の努力を傾注してゐるのであるが、これと共に各學校に於て學校林

を經營し、生徒兒童の勤労奉仕作業によつてその造成を圖るといふことは、物心兩方面から見て洵に意義深いものあるを思ふのである。

學校林の所有經營は相當以前から行はれてゐたであらうが、國として學校林の勸奨に乘出したのは日清役直後、明治二十八年五月であつた。爾後名方面の努力によつて、昭和十三年十月現在に學校林は全國で面積五萬三百六十五町歩、學校林を所有する學校數は五千六百十九校に上つてゐるのであるが、我が國内地(北海道を含む)林野面積三千四百十八萬町歩に較べ、この面積は餘りに貧弱であり、初等中等學校數四萬二十五校に對して餘りに小數である。その後昨年、皇紀二千六百年に於て全國的に植樹運動が行はれて、學校林造成についても格段なる勸奨が行はれたから、現在に於ける學校數及びその造林面積は多大の増加を造成並に擴張について、一段の計畫を進められるやう希望に堪えぬ次第である。

思ふに治山治水はたゞにその工事を施し、又山林に樹木を植ゑたといふだけでは未だ完全とはいへない。それは即ち山に樹を植えると共に「人の心に樹を植ゑ」て置くこと、殊に純心なる青少年をかけられたいものである。

學校林を經營することは教育用財産を造成する基礎となつて、間伐収益による教具の完備進んでは將來學校改築等の基本金造成資源ともなることを想起して、是非積極的に學校林經營に一段の拍車をかけられたいものである。

## 假性皮疽に就て

(農務課)

馬に發生する傳染病で、法律に依つて豫防制遏の徹底を期せられてゐるのは鼻疽・假性皮疽・炭疽・加奈陀馬痘及び疥癬の五種類であつて、このうち炭疽と疥癬とは少いながら毎年その發生を見てゐるのであるが、鼻疽は明治四十年以來、加奈陀馬痘は大正十年以來全く根絶の状態にある。

然るに假性皮疽は大正十四年以來根絶してゐたものが、たまたま昨年の春から九州・東北及び關東地方等に發生を見るに至つてゐるのであつて、九州地方のものは散發的であるが、北關東及び東北地方に於ては稍々流行的状態にあり、全國的に警戒を要するものと思はれる。

十數年間も根絶してゐた假性皮疽が突然發生した理由は、近來

年の心の内に充分樹を植ゑ石を積んで、治山治水の根本を養ふことが大切である。

我が淳美なる國民性の母體たるこの秀麗なる國土を護り、永久絶えざる產業資源を培養するためには治山治水といふことが絶対に必要であるが、特にこの治山治水の思想を幼い時から深く涵養して置くといふことは眞に重要緊切なることである。それには學校林の造成といふことは洵に適切なる方策といはなければならぬのである。

更に又學校林の經營は、たゞに治山治水思想の涵養といふに止らずして、或は國土愛・郷土愛の精神涵養、天地生々の道に參して萬物を生成化育する我が國固有の惟神の精神の體得、數十年の長計を立ててこれに孜々として邁進する建設心と忍耐心、大自然の感化による遠大雄渾の思想と質實剛健の氣風の養成等、その教育的効果は蓋し偉大なるものがあるのである。なほ養苗・地排・新植・補植・下刈・枝打・間伐等の作業によつて、所謂「行」を通じて勤勞の眞意義を了得せしめ、集團協力の俗、實踐躬行の徳を養ふ等擧げ來ればその効果は極めて多い。

十年の計は樹を栽うるにあり、百年の計は人を植うるにありとか。實に植林は刻下の國家的重要事であると共に、これによつて人を植うるの策をも果し得るのが學校林の經營である。然かも尙

時局に伴つて滿洲支那と我が内地との間に人馬の往来が頻繁になつて來たことに起因するものと思はれる。元來滿洲蒙古及び支那等は凡ゆる家畜の傳染病の發生流行してゐる地であつて、殊に中國支那では昭和十五年に於ては假性皮疽の大流行を見たのであるから、從つて我が國にその再發を見たのもこれに依るものと思はれ今後も充分注意を要するものと考へねばならないわけである。

假性皮疽は病馬の病竈から漏出する膿汁中に混在する假性皮疽分芽菌が馬具・飼養諸器具等の媒介物によつて健康馬の皮膚に生じてゐる損傷部に接觸して傳染するものであつて、數週乃至數ヶ月、大体に於て二ヶ月位の潜伏期を経過して、感染部を中心として局部的に表在淋巴管が腫脹し、續いて淋巴管は皮膚面に隆起して索状を呈し、且つ淋巴管に沿つて多數の大小不同の結節が結成されて來て、これ等の結節は最初は固く知覺は鋭敏であるが、數日にして軟化して膿瘍となり、遂に自然に破壊して黄色の膿厚な膿汁を漏出し、次で潰瘍となるのである。そして潰瘍は多くの肉芽を贅生して皮膚面から突出した蕈狀を呈するに至り、且つ潰瘍は隣接の潰瘍と融合して大きな潰瘍面を形成するに至る。

この病氣は、それが一小部位に止まる間は全身には異常を現はすことなく、病馬は元氣であつて食慾にも變りなく、又發熱することもなく、病勢が相當増進しても尚能く使用に耐へるので

00125

00124

あるが、病變が鼻腔に發生するとか、又は全身各部に蔓延して榮養不良となるに至れば遂に斃死するに至るのである。

ところがこの経過は甚だ緩慢であつて、多くは數ヶ月或は年餘にも亘るものであるから、病變部が一小部位に限られてゐる病初に於て適切な治療を施したならば、必ずしも不治の病ではないのである。従つて自分の所有又は保管にかかる馬については、損傷部にかやうな病變があるか否かを常によく注意し、殊に潰瘍となる以前にこれを發見することが大切である。病變を發見したならば速かに獸醫師の診斷を受けるとか、或は警察署・駐在所・役場等に届出で、確かな診断を受けてもし本病であることが確定したら法律に従つて病馬の合法的な處置を行はなければならないのである。

### ◎行旅死亡人

一本籍、住所、氏名 本籍、住所不詳、無職、自稱東海林彌之助

年齢、性別、職業 六十六年 男

二 相貌、特徵 身長五尺三寸位、顔大ニシテ長ク額廣々、眉毛太鼻大ニシ低ク、目、耳各並

額長ク、頭髮一寸、特徵ナシ

三 着衣及所持金品 着衣丹前一、丹前下一、シャツ一、所持金品ナシ

四 死亡年月日及場所 昭和十六年六月二十日、函館慈惠院分院

五 假埋葬年月日及場所 昭和十六年六月二十二日、函館市山背泊共同墓地

六 収 扱 者 北海道函館市長

備考 昭和十六年五月十二日ヨリ行旅病人トシテ收容救中同年六月二十日死亡シタルモ前記ノ通身元不詳ニ依リ假

埋葬ス

心當ノ向ハ直接該市長宛照會相成度

昭和十六年九月十二日印刷  
昭和十六年九月十二日發行

發行者 鳥取縣鳥取市東町  
印刷所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海  
鳥取刑務支所

賴んだ手柄に

恥ない護り